

令和4年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月9日（金）、冬のボーナス（令和4年12月期の期末・勤勉手当）が支給されます。一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は、約652,100円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約652,100円

支給月数	2.21月	(昨年2.195月) (注)
平均給与額	約295,100円	(昨年約296,900円)
(俸給+扶養手当+地域手当等)		

平均年齢 33.8歳 (昨年34.2歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(令和4年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当の平均支給額は、約651,600円であり、本年は約500円（約0.1%）増加しています。これは、

- ① 昨年の人事院勧告に基づく本年4月の給与法改正により、支給月数を0.075月引き下げ、職員の平均年齢の低下（34.2歳→33.8歳）等により平均給与額が減少した一方、
- ② 本年の人事院勧告に基づく給与法改正等により、支給月数を0.1月（成績標準者は0.09月）引き上げたこと

によるものです。

(注)

昨年12月期の期末・勤勉手当の支給月数との比較では0.015月分の増加となります（昨年12月期2.195月→本年12月期2.21月）。これは、

- ① 昨年の人事院勧告に基づく本年4月の給与法改正により、本年6月期・12月期の期末・勤勉手当の支給月数を0.075月引き下げ（2.195月→2.12月）、
- ② 本年の人事院勧告に基づく本年11月の給与法改正等により、本年12月期の期末・勤勉手当の支給月数を0.1月（成績標準者は0.09月）引き上げた（2.12月→2.21月）ことによるものです。

(参考) 主な特別職の令和4年12月期の期末手当の支給額の試算例

	支給額	(返納後の額 ^(注))
内閣総理大臣	約569万円	(約398万円)
国務大臣	約415万円	(約332万円)
(一般職) (事務次官 局長クラス)	約321万円 約244万円	
最高裁長官	約569万円	
衆・参両院議長	約527万円	
国会議員	約314万円	

※ 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.675月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

※ 上記の支給額は、令和4年6月2日以降継続して在職したものとして試算したものです。

(注) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和4年8月10日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革に引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、返納後の額とは、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当:野原、田中、多田

特別職担当:三澤、合田、三宅

電話:(直通)03-6257-3759